相次ぐ豪雨災害・林野火災等の大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

西日本を中心に200人を超える多くの尊い人命が失われた平成30年７月豪雨災害が起きたほか、毎年のように中国地方を含む全国各地で甚大な被害が相次いでおり、治水対策、土砂災害対策をはじめとしたハード対策に加え、避難情報の伝達を含めたソフト対策など、防災・減災対策のなお一層の促進が求められている。

加えて、近年、大規模な林野火災が全国的に多発しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

さらには、地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかなくてはならない。

また、令和６年能登半島地震では、道路の寸断による人命救助や物資輸送の難航、耐震性の低い家屋の倒壊、避難所における生活環境の悪化や備蓄の不足など、様々な課題が顕在化している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

近年の度重なる豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

１　林野火災の発生予防・対応力強化及び復旧・復興に向けた支援

（１）林野火災は、ひとたび発生すると強風等により一気に燃え広がるおそれがある。このため、森林面積が国土の３分の２を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では火災予防に取り組んでいる。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。

（２）令和７年２月から岩手県大船渡市や岡山市など全国的に多発した林野火災では、延焼が拡大し鎮火までに時間を要したことから、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策を検討するとともに、林野

火災が拡大しないよう、森林の適正な維持管理、燃えにくい樹種の植林、防火帯の役割も果たす林道等の整備・管理、消火活動に資する林道・森林作業道への倒木除去などに対して積極的な支援を行うこと。

（３）林野火災では、地形の険しさや水利の不便さなどから地上での消火活動が困難となる場合が多く、ヘリコプターによる空中消火が効果的であることから、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、情報共有・連絡体制の充実を図ること。

（４）水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実を図ること。

（５）林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うこと。

（６）林野火災によって焼失した森林機能の早期回復には、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする国庫補助等による復旧・復興事業を計画的、継続的に実施しなければならないことから、事業実施に必要な予算を確保すること。

２　能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

（１）能登半島地震では、大規模な斜面の崩落や地盤の隆起などにより、多くの箇所で道路が通行不能となり、孤立する地域へ陸路での対応が困難となった。また、海岸の大規模な隆起により多くの港湾施設が使用できなくなり、津波により船が座礁するなどの被害が発生し、海路での対応も限定された。

　ついては、能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、被災自治体が行う救助物資・人員の受入体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。

（２）国土地理院の潮位観測施設 22 箇所が令和７年 12 月及び令和８年３月に廃止されたことに伴い、気象庁の津波観測点が減少した（中国地方では、鳥取県及び山口県で各１箇所削減。鳥取県では津波観測点は１箇所のみとなった。）。

気象庁は、津波警報等の第１報に係る精度や迅速性をはじめ、津波の実況監視、津波警報等の更新・解除には影響がないと説明しているが、特に日本海側においてはもともと潮位観測施設が少なく、令和６年能登半島地震で見られたような潮位観測施設の機能喪失等があった場合には、津波の実況監視や津波警報等の切替・解除に支障が出ることが懸念される。

ついては、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされている津波対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、事故等が生じた場合も想定の上、潮位観測施設の機能維持・強化等、津波観測体制が安定的に確保されるよう検討すること。

（３）近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

（４）災害関連死を防ぐため、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直すとともに、令和７年のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、真夏の酷暑により避難の際に体調不良者が多数発生したことからも、避難所環境の改善・向上を加速化させるために、自治体への財政支援を一層拡充すること。

（５）災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。

（６）孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の配備が進むよう、ランニングコストに係る自治体への財政支援を行うこと。

（７）各自治体が中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒

久化、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

３　激甚化する自然災害に備えた国土強靭化対策の継続と防災・減災対策の強化

（１）近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や切迫する大規模地震、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、地方においては「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組み、被害を防止・軽減する事例も確認されるなど、着実に成果を積み上げてきた。

令和７年度補正では、第１次国土強靭化実施中期計画に基づく予算が措置されたところだが、中長期的かつ明確な見通しの下、安全・安心の確保のための対策を切れ目なく、強力かつ継続的・安定的に推進できるよう、資材価格・人件費の高騰等の状況を踏まえ、令和７年度補正予算を大きく上回る額を通常予算とは別枠で確保するなど、補正予算を前提とした予算編成と決別する方針とされた場合であっても、空白が生じないようにすること。

また、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

（２）気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水・土砂災害対策事業予算を大幅に増額するとともに、集中豪雨による内水氾濫等にも対応した治水対策を早急に進めること。また、平成 30 年７月、令和２年７月豪雨に続き、令和３年８月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか３年余りの間に３度の浸水被害が多くの地区で発生した江の川下流域など中国地方の拠点となる都市域を氾濫域に抱える国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

４　大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

（１）激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

また、激甚災害制度については、全国各地で災害が頻発していることに鑑み、個別ごとの災害ではなく、一定期間における一連の災害についても評価し、最近の気象や災害の特徴に即した見直しを行うこと。

（２）本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率の嵩上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧及び災害関連事業予算の確保を行うこと。

（３）災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、条件となる被災規模や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

（４）中山間地域における特色ある農業生産活動が安全・安心に継続できるよう、農地災害における復旧限度額を引き上げるなど、被災農家の復旧費用負担軽減策を講ずること。

（５）令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」について、期限の延長をするとともに、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」等の対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

（６）災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講ずること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講ずること。

（７）「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成や遠隔監視装置導入等による避難体制の構築、ため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

（８）被災地に関する誤った情報の拡散が観光地や農産物のイメージを低下させることから、風評の払拭やイメージの早期回復に向けた地元自治体の取組に対し、国としても情報発信や財政支援など必要な措置を講ずること。

５　住民の主体的な避難を促す取組の推進

（１）住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

また、国、都道府県が発表する防災気象情報や市町村長が発令する避難情報などが、真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

さらに、「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めていることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行

うこと。

（２）市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成及び活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画及び個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新興感染症などの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講ずること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

（３）学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの多目的・洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

６　総合的な治水・土砂災害対策の推進

（１）近年、全国各地で毎年のように災害が発生しており、特に中小河川において多くの箇所で越水や堤防の決壊、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。加えて、土砂・洪水氾濫について、国と県の緊密な連携による効果的・効率的な対策を推進すること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。

（２）近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの再度災害防止対策を早期に完了させるとともに、今後の豪雨による土砂災害に備える事前防災を進め、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

（３）気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、引き続き、関係省庁間における連携強化や支援制度の充実などを進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築すること。併せて、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、流域治水につながる活動が一層進むよう必要な支援策を検討すること。

（４）平成 30 年７月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

　併せて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

７　道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

また、令和６年１月の能登半島地震や、同年７月の島根県での大雨被害等を踏まえ、半島における地震災害への対応力を強化するために実施する半島海岸部から主要道路へアクセスする避難路としての県道・市道の新設・改

良事業において、緊急防災・減災事業債が発行できるよう、対象事業を拡大すること。

併せて、上下水道については、能登半島地震において、大規模な断水被害や下水道の流下機能損失被害が発生し、復旧に長期間を要するなどの課題が浮き彫りになる中、今後発生が想定される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、上下水道施設の計画的な耐震化が急務であることから、予算の確実な確保や要件緩和等を早急に図ること。

8　持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、補助限度額の拡充や予算の確実な確保等、積極的な財政支援を実施とすること。

9　社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、今後、標準耐用年数を経過する施設が急激に増加する見込みであることや、埼玉県において管路の老朽化に起因すると思われる道路陥没事故が発生したことなどから、施設の老朽化対策が急務となっている。また、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による財政措置を確

実に継続すること。

10　サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとより、その他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、ＢＣＰの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこと。

11　災害応急体制への支援

（１）近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。

（２）災害時の応急対策に必須となる消防防災ヘリコプターの運航は自治体にとって大きな負担となるため、機体の導入や維持管理、安全運航に係る財政支援を強化すること。

また、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講ずること。

（３）災害時における支援物資の物流については、令和２年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図られるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

12　大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

（１）「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成 30 年７月豪雨災害や令和６年能登半島地震における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図る

こと。

特に、南海トラフ地震及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの実効性を確保するため、国の責任において以下の措置を講ずること。

ア　即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、実効性のある体制を整えること。

イ　緊急消防援助隊の仕組みに準じて、国から地方公共団体に宿泊機能を有する車両を無償貸与するなど、適切な環境で被災地支援できる制度を整備すること。

ウ　平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要となることから、全国知事会等と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

（２）大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のＮＰＯ法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

（３）大規模災害時における保健医療福祉対策については、被災県単独での対応には限界があることから、国・他県・全国団体等からの支援がスムーズに受けられ、支援ニーズの把握・分析等と現場への指揮・調整等が速やかかつ効率的に機能するよう、最新の事例を踏まえた有効な対策等につい

て情報提供すること。

（４）国を通じて被災都道府県から要請されたＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）やＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）等の派遣については、求償の対象が応急的医療に限られているが、災害対策本部での活動や病院支援などの関連業務も、その実施に不可欠であるため、災害救助法に基づく求償の対象とすること。

13　防災ＤＸの推進による災害対応の高度化への支援

（１）大規模災害時など県域を越えた災害への対応にあたっては、迅速、円滑な広域支援を実現するため、都道府県間で被害等の情報を共有する必要があり、中国地方においては複数県で防災情報システムの共同運用を行うこととしているが、既存の財政支援施策はシステム整備にかかる経費のみが対象となっているため、保守・点検費用などについても、財政支援施策を講ずること。

（２）大規模災害時における被災者の救助、支援においては、県、市町村だけでなく、国や自衛隊などの機関との情報共有が必要であることは、能登半島地震でも改めて認識されたところである。ついては、国や自衛隊などの機関が保有する被災者関係情報・データなどの災害情報を県や市町村にも迅速、円滑に共有される措置を講ずること。

14　被災者に対する支援制度の拡充

（１）被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率の嵩上げ等財政支援を拡充すること。

　また、被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。

（２）令和３年７月、８月の豪雨災害では、令和２年７月豪雨、平成 30 年７月豪雨の被災者が、３年余りで３度もの被災に至っている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

（３）被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

また、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

（４）国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

15　盛土等に伴う災害の防止に関する取組の推進

（１）宅地造成及び特定盛土等規制法の基礎調査について、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接県との調整等について、国の責任において確実に行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

（２）盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないよう、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。

（３）盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

16　大規模災害に備えた「防災庁」の創設

令和８年度中の設置に向けて準備が進められている防災庁については、大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導できるよう有効に機能させること、あわせて災害時には、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行い、防災・減災対策と国土強靭化を強力に推進すること。

令和８年５月２５日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事　平　井　伸　治
島根県知事　丸　山　達　也
岡山県知事　伊原木　隆　太
広島県知事　横　田　美　香
山口県知事　村　岡　嗣　政